


最高裁経総第1014号

平成26年11月17日

 税務大学校長殿

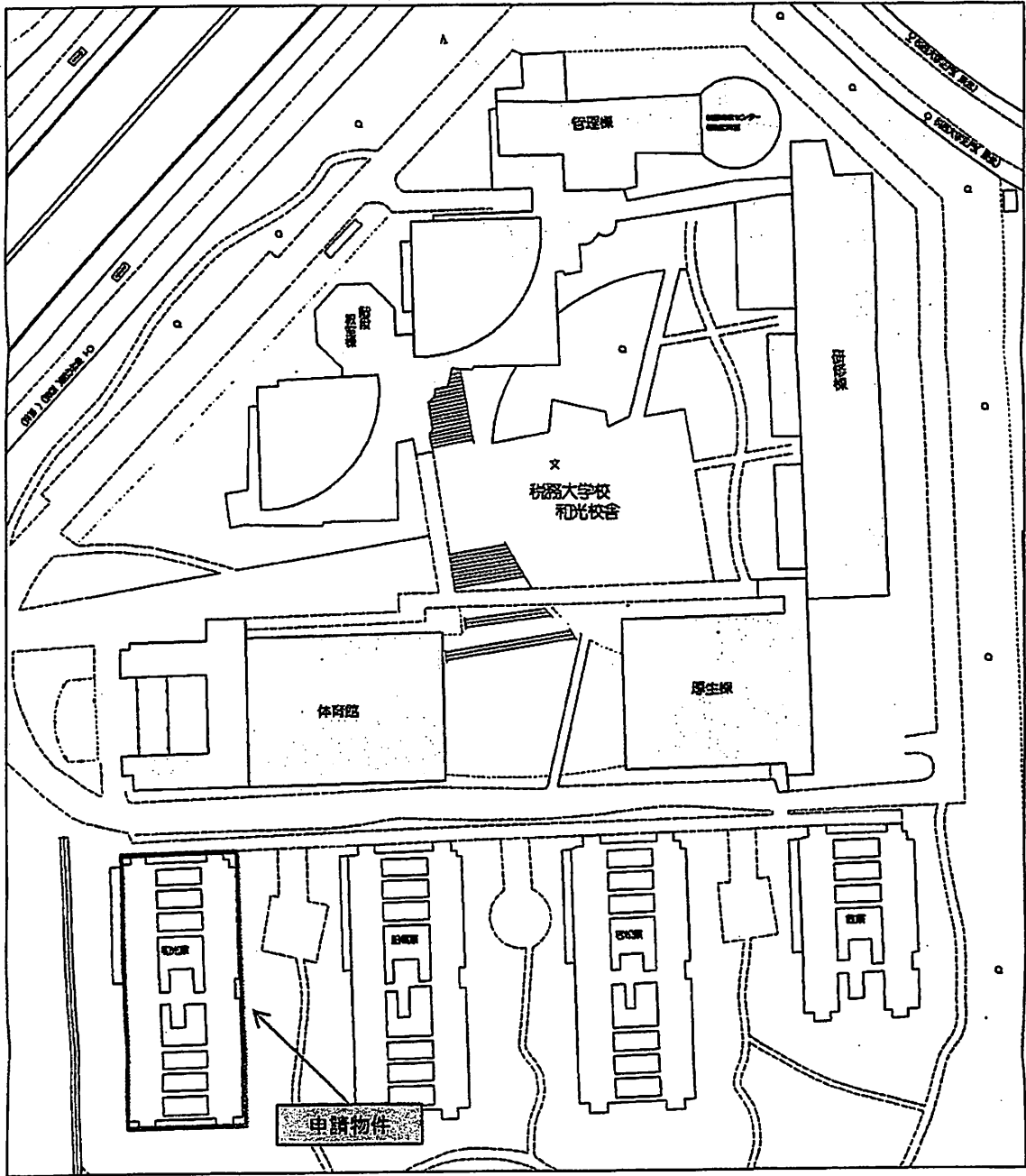
最高裁判所所管国有財産事務分掌者  
最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正

### 行政財産使用承認申請書

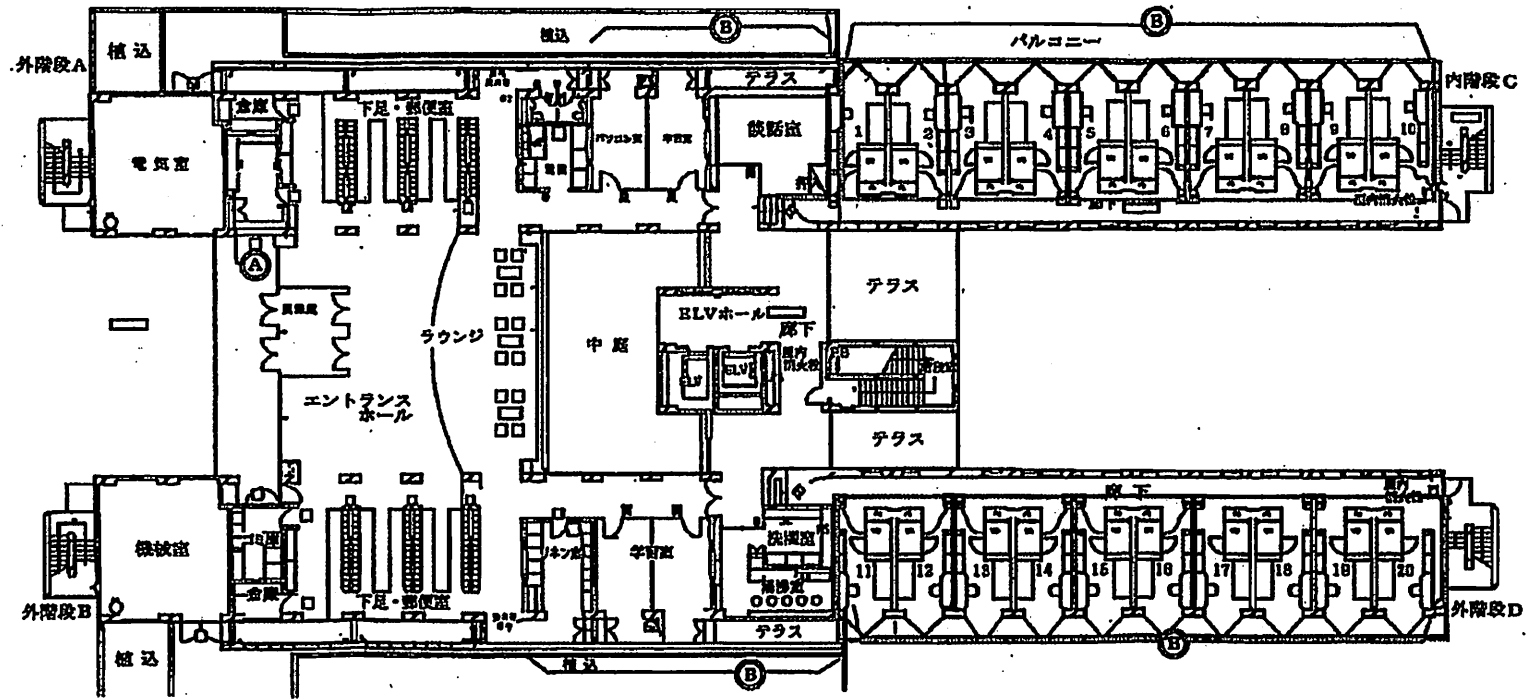
下記のとおり行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

#### 記

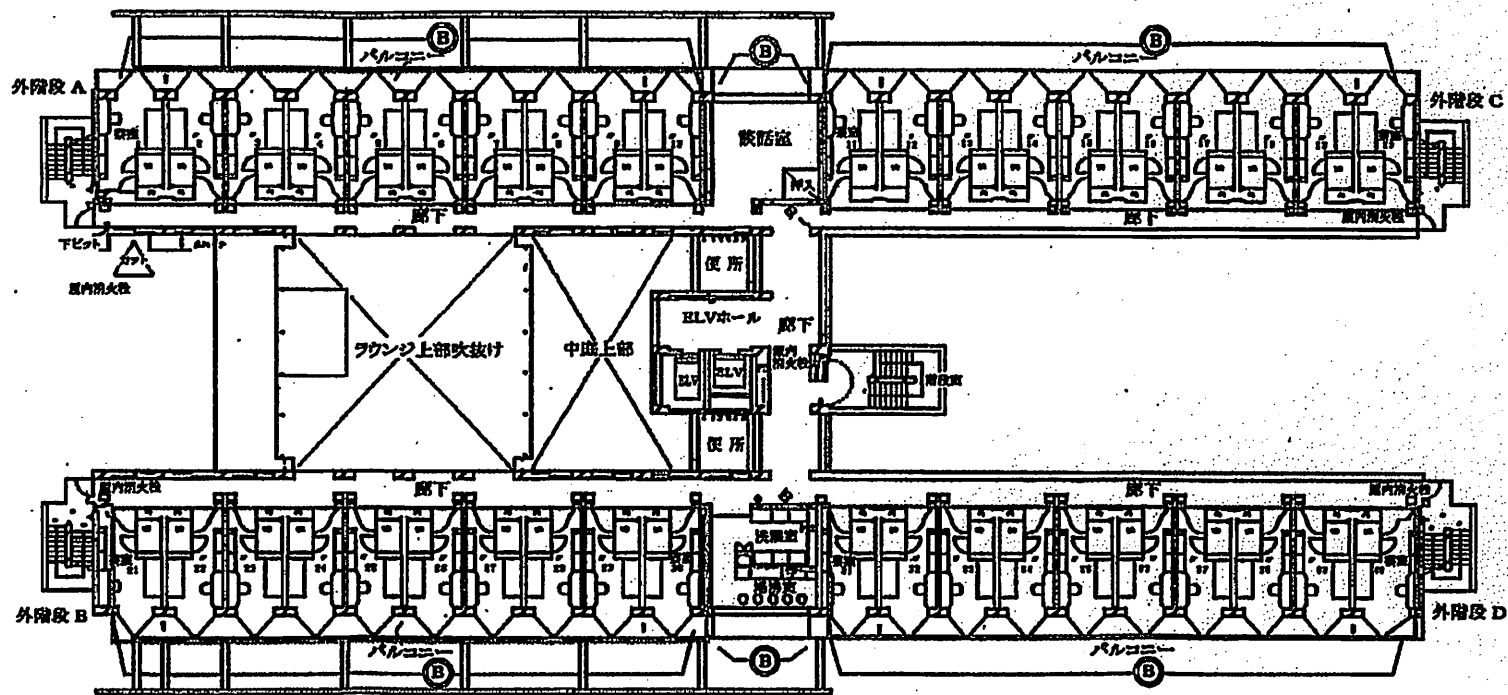
- 1 使用しようとする財産の台帳記載事項
  - (1) 所在：埼玉県和光市南2丁目1535-19
  - (2) 口座名：税務大学校和光校舎
  - (3) 区分：建物
  - (4) 数量：3,828.00 m<sup>2</sup> (別添図面のとおり)
  
- 2 使用しようとする理由  
司法修習生の学寮として使用するため。
  
- 3 使用しようとする期間  
平成26年12月1日から平成26年12月23日まで



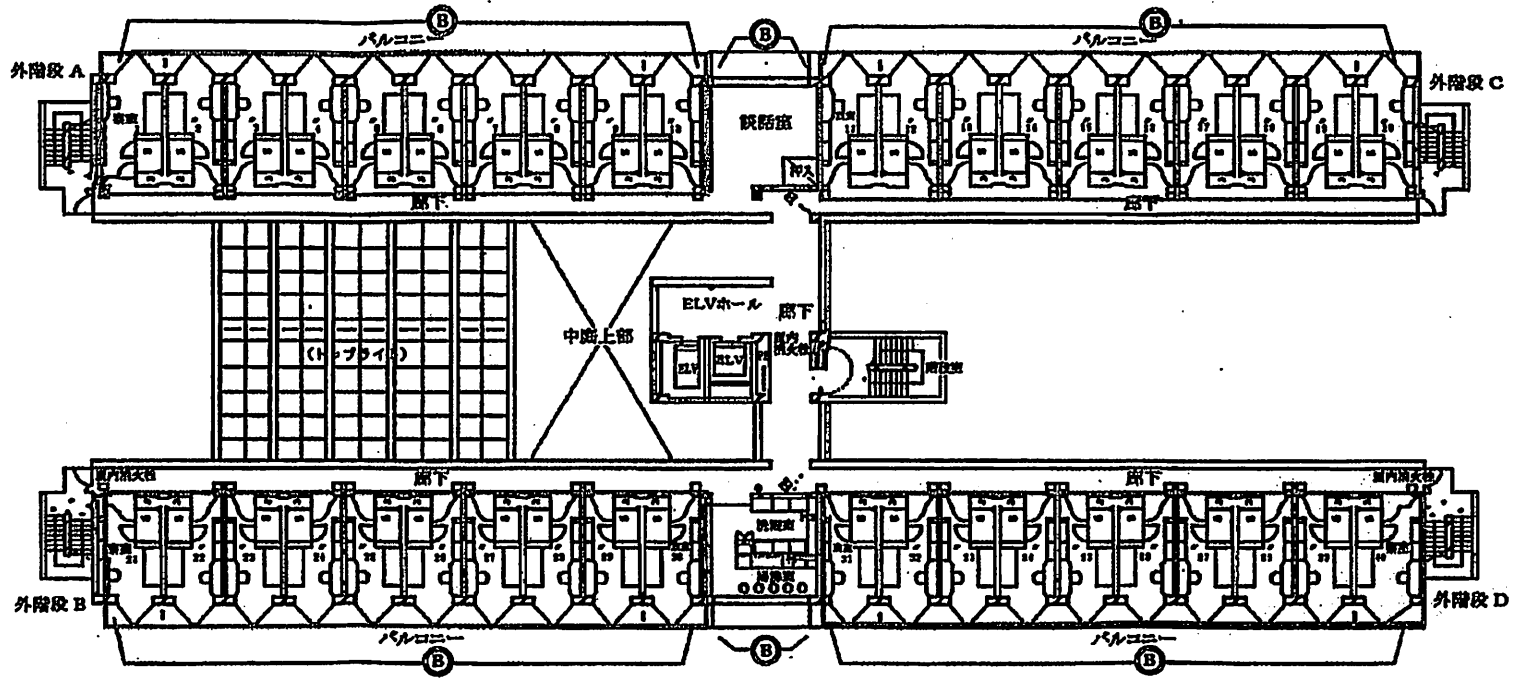
学寮棟(和光寮) 1階 平面図



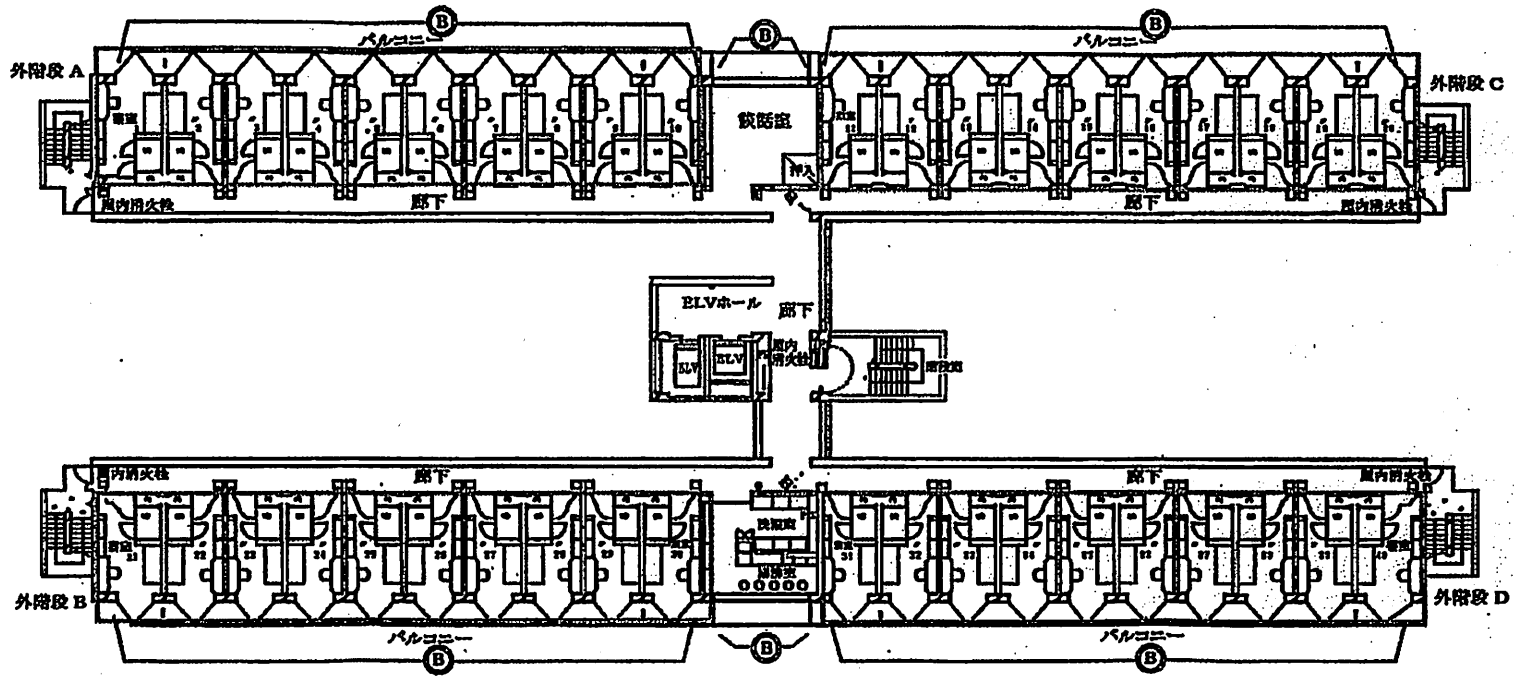
学寮棟(和光寮) 2階 平面図



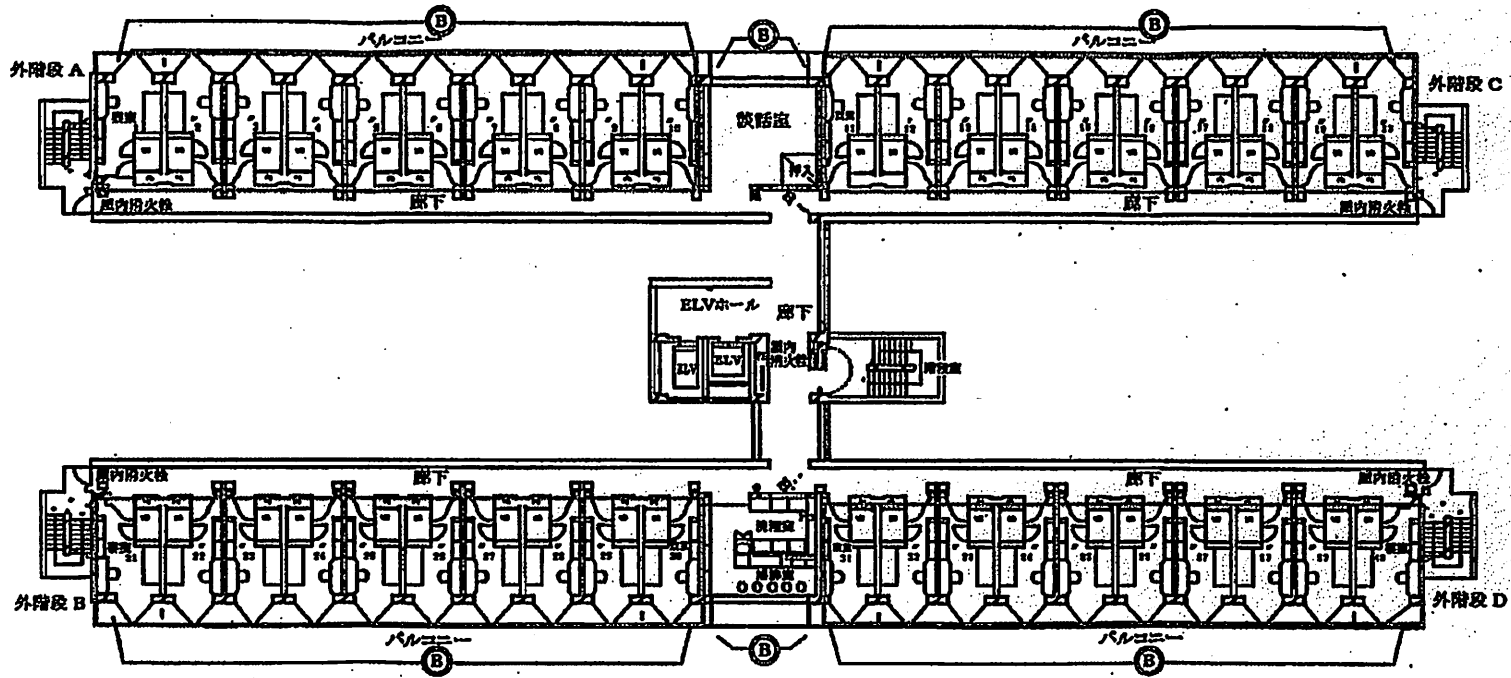
学寮棟(和光寮) 3階 平面図



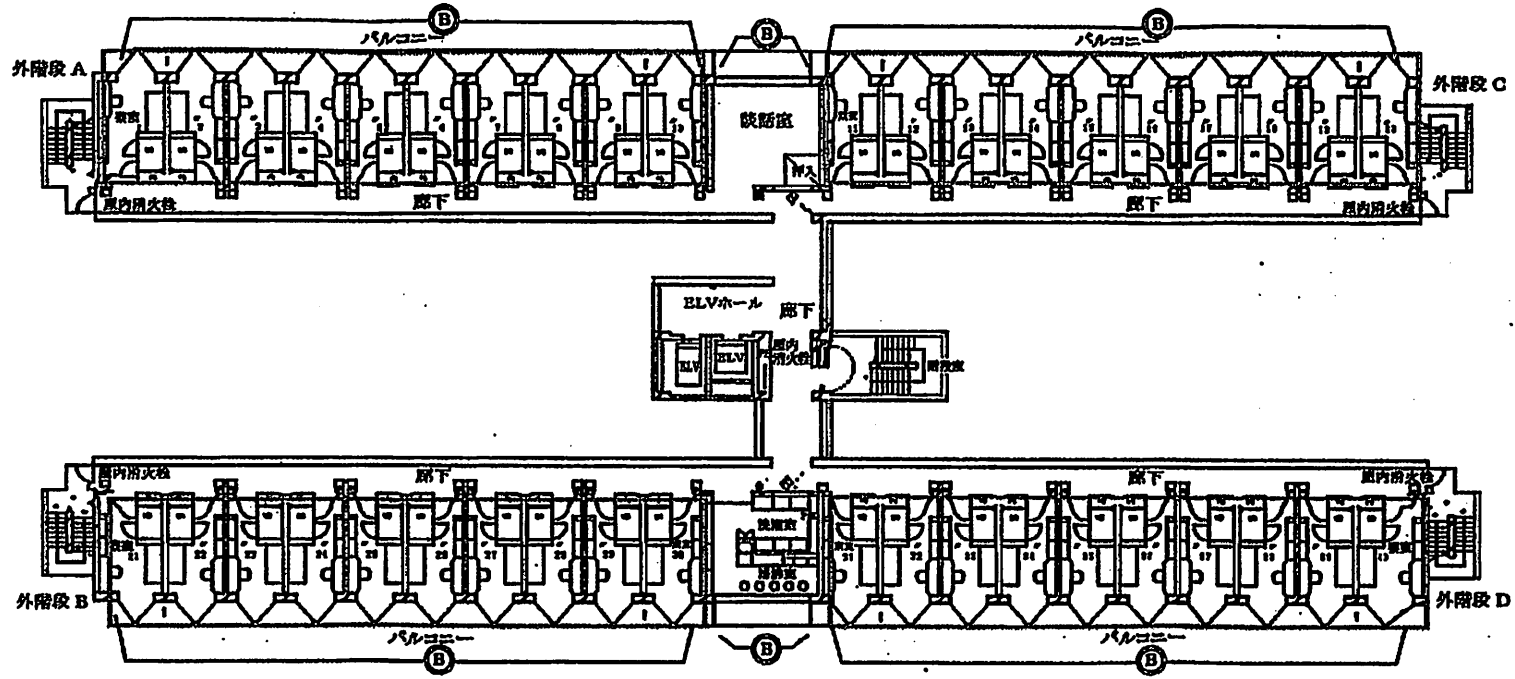
学寮棟(和光寮) 4階 平面図



学寮棟(和光寮) 5階 平面図



学寮棟(和光寮) 8階 平面図

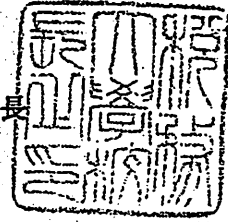




税大総 2 - 246  
平成26年11月14日

最高裁判所事務総局経理局長 殿

税務大学校長



## 国有財産使用承認書

平成26年11月12日付最高裁経総第1014号をもって申請のあった当校管理の国有財産を使用することについては、財務省所管国有財産取扱規則（昭和39年大蔵省訓令第1号）第27条の規定に基づき、下記の条件を付して承認する。

### 記

#### (使用承認物件)

第1条 使用を承認する物件は、次のとおりである。

口 座 名	税務大学和光校舎
所 在	埼玉県和光市南2丁目1535-19
区分及び数量	建物 3,828.00㎡
使用部分	申請書添付図面のとおり

#### (使用目的)

第2条 使用を承認された者は、前条の物件を司法修習生の学寮の用に供しなければいけない。

#### (使用承認期間)

第3条 使用を承認する期間は、平成26年12月1日から平成26年12月23日までとする。

#### (使用料)

第4条 使用料は、無償とする。

(物件保全義務等)

第5条 使用条件は、次のとおりとする。

- (1) 使用者は、善良な管理者の注意をもって使用財産を維持保存しなければならない。
- (2) 使用財産を承認した目的以外の用に供しないこと。
- (3) 使用財産を他に使用収益させないこと。
- (4) 使用財産は、原則として現状を変更しないものとし、現状を変更しようとするときは、あらかじめ理由を付した文書により、税務大学校長の承認を受けること。
- (5) 使用財産の管理、保全及び原状回復その他一切の経費は、すべて使用者が負担すること。
- (6) 使用者が使用条件に違反した場合又は当校において使用を承認した物件を必要とするときは、使用承認の取消し又は変更をすることができる。
- (7) 使用承認を取り消したとき又は使用を承認した期間が満了したときは、使用者の負担でこれを原状に回復して当校の指定期日までに返還すること。
- (8) 使用を承認した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持に関し指示することができる。